

1997.8.20.
(No.6, 1997)

I I M A

Institute for International Monetary Affairs

Newsletter

財団法人国際通貨研究所

開始時期が迫る E M U の抱える問題

(財)国際通貨研究所
研究員 糠谷英輝

1. はじめに

5月1日、イギリス下院の総選挙が実施され、その結果保守政権が敗れ、18年振りに労働党政権が誕生することになった。フランスにおいては、5月25日に第一回、6月1日に第二回の国民議会選挙が行われ、こちらにおいても保守政権が敗北、社会党を中心とした左派政権の誕生となった。さらにこの間には、ドイツにおいて、E M U (Economic and Monetary Union : 欧州経済通貨統合) 参加に向けての財政赤字削減のため、政府がブンデスバンク保有の金・外貨準備の評価替えで生じる利益を国庫に繰り入れる方針を発表、ブンデスバンクの反対にあうなどの動きもみられた。

イギリス、フランスの総選挙においては、与野党ともに、必ずしも E M U に対する姿

勢を明確にして、その民意を問うものではなかった。しかし結果としては、現状に対する不満を問う意味で、間接的に E M U に対する民意が示されたと考えられる。

E M U はもともと経済的というよりも、政治的課題であり、E U (European Union : 欧州連合) が政治的統合を目指す過程においての一つの重要な通過点とみられており、単一通貨ユーロを導入する E M U 第三段階はスケジュール通り、99年1月に開始されると予想される。(E M U のスケジュールについては巻末資料「ユーロへの移行シナリオ」参照。)

しかしながら E M U 第三段階開始までには、第一陣での参加国の決定をはじめとして未だ不透明な要国も残されている。また開始後にも、財政政策、金融政策の運営などにおいて、解決すべき問題が待ち受けて

いる、本稿では、英仏総選挙結果とドイツの動向を概観し、さらにこれらを受けたアムステルダム欧州理事会に付言し、E M Uの今後の問題について考察してみたい。

2. イギリスにおける動向

(1) 18年振りの労働党政権誕生

5月1日に実施された総選挙（下院選挙）では、下院659議席が小選挙区制で争われ、総選挙の結果は事前予想を上回る野党労働党の圧勝となった。総選挙結果は第1表に示す通りである。

今回の総選挙は、保守党、労働党の政策に大きな相違が見られず、もっぱら党首のイメージを競う色彩が強かった。保守党では、欧州政策を巡る党内対立が先鋭化しており、メジャー党首の指導力の欠如が目立っていた。これに対して労働党は新労働党として、政策的にはほぼ現状の保守党のスタンスを受け継ぎ、これまでの社会主義的政策を事実上放棄し、有権者に安心感を与えた。また党内あるいは支持母体である

第1表 イギリス総選挙結果

	選挙前	選挙後
保守党	321	165
労働党	272	419
自由民主党	26	46
スコットランド民族党、ウェールズ民族党	8	10
その他	24	19
合計	651	659

労働党との表だった対立も見られなかった。このように労働党に対する安心感と保党長期政権に対する飽きが今回の労働党の政権奪回に結び付いたとみられている。

イギリスはこれまで常に自国の利益を第一とし、主権の喪失を嫌い、E Uに対して距離を置いたスタンスを維持してきた。この基本的なスタンスには保守党であれ労働党であれ大きな差異はない。今回の選挙でも保守党の一部がE M U反対を明言した他は、対E U政策について保守党・労働党間に表だった相違はなく、特別に争点とはならなかった。

(2) E Uとの関係改善を目指すブレア政権

ブレア労働党政権は、保守党政権下でもすれば対立していたE Uとの関係を改善するため、発足後、ただちに中央銀行であるイングランド銀行（B O E）に政府から独立した金融政策決定権を与えることを決定した。これは将来のE M 参加を意識した準備であるとみられている。またE U社会労働憲章への調印を発表し、外相と貿易産業相の下にそれぞれ欧州担当閣外相を設けるなどE Uとの協調姿勢を打ち出した。

但しE M Uへの参加に関しては、国民感情に配慮し、国民投票を実施するとしている。さらにブレア首相は政権獲得後、イギリスはE M Uへの第一陣での参加は見送るが、その後、参加が有益であると認めればすぐにも参加する意向を表明した。

新たに与党となった労働党内にも30～40名程度のE M U反対派がいるとみられ

ているが、今回の総選挙ではE M U推進派の自由民主党も大きく議員数を増加させており、下院全体ではE M U推進派が優勢となっている。また労働党は今回の選挙で大勝したことにより、政権基盤を確かなものとしており、政策運営の安定化が予想される。こうしたことから党内に数多くのE M U反対派を抱えていたこれまでの保守党政権とは異なり、今後、イギリスが積極的にE Uレベルにおける問題に関与してくることが予想される。

(3) イギリスは早期にE M U参加を果たすべき

イギリス経済は、E 大陸諸国が景気回復に苦しんでいる中、好調な推移を続けてきた。E U大陸諸国は高度の福祉社会を維持していくことに経済的に行き詰まり、E M U参加問題を好機として、この面での構造改革を目指しているが、イギリスにおいてはこれらは既にサッチャー政権下で実行済みのことである。したがってイギリスにとって、この面においてE M U参加を目指すインセンティブはE U大陸諸国に比べて低いと言える。

しかし一方では、E M U不参加によるデメリットも明らかに存在する。デメリットとして考えられるものには、企業活動に関するイギリスの優位性に与える影響、国際金融市場であるシティの競争力に与える影響などが指摘できる。

これまでイギリスは柔軟な労働市場と税制をはじめとした投資優遇策により、外国からの多くの企業投資を獲得した。その結果、主にE U大陸諸国に対する生

産基地としての機能が高まり、現在では輸出がイギリス経済拡大の原動力となっている。しかし大陸諸国はE M Uに参加するための財政赤字削減の必要性などから、社会保障制度の改革をはじめとする労働市場改革の進展とユーロ導入後の企業競争激化を睨んだ市場規制緩和、民間活力の推進など、国際競争力の強化を目指している。したがってこれまでの外資をひきつけていたイギリスの相対的な利点が、ユーロ導入後も優位性を保持し続けるとは言えないであろう。さらに企業がユーロ導入による為替リスクの消滅などから生じるメリットを追求すべく、直接投資を大陸のユーロ導入国にシフトする可能性も無視できない。

国際金融市場であるシティに関しては、その地位、優位性は変わらないとの予想が、現在までのところは一般的である。その理由として、市場全体の規模、流動性、人材、取引規制の少なさなどの金融インフラの優位性が指摘されている。しかしユーロ導入により、拡大が期待される欧州の金融・資本市場、とりわけ債券市場、株式市場の拡大を展望し、独、仏においてはユーロ建て金融・資本市場における主導的地位の獲得を目指して準備、対応が加速している。

これまで欧州金融・資本市場は各国毎に違う通貨、規制により分断されていたため、投資資金の多くは規制の少ないロンドン市場に流れていた。しかし通貨が統一され、規制の調和も進んだ巨大なユーロ建て金融・資本市場の誕生は、投資資金を大陸諸国のユーロ建て金融・資本市場にひきつける大きな契機になると考

えられる。これまでのユーロ・マルク、ユーロ・フランといったロンドン市場におけるユーロ取引が、巨大なユーロ建て金融・資本市場誕生後はフランクフルト、パリと言った大陸の市場に移行し、ユーロ・ユーロ取引自体が縮小してしまう可能性は否定しえないであろう。さらに長期間に亘ってイギリスのEMU不参加が続く場合には、シティの地位が後退する危険性も高まろう。イギリスが今後も国際金融市場としてのシティの地位を確保していくためには、欧州単一通貨ユーロ取引への準備・対応が大陸諸国に比較して遅滞なく進められることが必要である。

イギリスはEMU開始後早期にその結果を見定め、EMU参加を決定すべきものとする。そしてEUレベルでの政策決定に積極的に参画し、自国の主張を反映させていくべきであろう。

3. フランスにおける動向

(1) 社会党政権の誕生

フランスの次回総選挙（国民議会選挙）は98年3月の予定であったが、シラク大統領は早期解散、総選挙のシナリオを選択した。フランスがEMU参加基準（巻末資料「経済収斂基準の内容」参照）を達成するためには追加の財政緊縮策を出さざるを得ず、より一層の国民の反発を招くのは必至であったため、保守・中道の支持率下げ止まりを狙った総選挙をこの時期に実施し、勝利をおさめた後に緊縮策を発表し、EMU統合プロセスを加速させることが目的であったと言われている。

第2表 フランス総選挙結果

	選挙前	選挙後
社会党	57	240
急進	5	12
その他左派	13	21
共産党	24	38
環境保護党	0	7
その他諸派	0	1
共和国連合	246	135
民主連合	203	108
保守諸派	29	14
国民戦線	0	1
合計	577	577

5月21日に国民議会在解散、同25日に第一回投票が実施されたが、その結果は保守政権にとっては予想以上の苦戦となった。そこで政府与党は不人気のシュッペ首相の辞任を発表したが、支持は回復せず、6月1日の第二回投票で敗北を喫し、政権の交替が確定した。

総選挙結果は第2表に示す通りである。野党であった社会党は240議席を獲得、第一党となったものの、非共産党左派勢力を結集しても過半数に達せず、結局、新政権は共産党を含む5党による左派連立政権となった。

(2) 社会党新政権による政策スタンスの変更

シュッペ前政権は財政赤字削減を最優先
シュッペ前保守政権は、95年5月の発

足後、失業問題を重視する一方で、増税や歳出削減等により、財政赤字削減を進めた。95年10月にEMU参加に必要な経済収斂条件達成のため、シラク大統領が財政赤字削減を最優先課題とすることを表明した後は、シュッペ前政権は財政赤字削減の姿勢を一層強めた。政策の目標は、米英流の小さな政府志向であり、この目標に沿って公務員の削減、社会保障制度の見直し、国営企業の民営化を進めた。しかし必ずしも急激な改革を実施した訳ではなく、例えば雇用対策費を増加させる一方で、公務員給与を凍結するなど、硬軟取り混ぜた上で、財政赤字削減、小さな政府による民間部門の競争力強化を目指していくものであった。

一方、フランス経済は96年後半からは外需を主導にゆっくりとした回復をみせてはいるが、依然として力強さに欠けている。もっとも深刻なのは雇用情勢である。95年央以降、景気が減速する中、政府の雇用対策強化にも拘わらず、失業率は現在に至るまで一貫して上昇している。95年の失業率は11.6%であったが、96年に入り、第1四半期12.1%、第2,3,4四半期はそれぞれ12.4%、12.5%、12.7%、97年6月の失業率も12.6%と依然として改善は見られない。失業者の内訳を見ると、若年失業者、長期失業者の比率が高まっており、構造的失業となっている。今後、景気は回復に向かうとみられているが、雇用情勢に関しては、労働市場の硬直化、高額な雇用コストといった構造的要因が大きく、短期的に大幅な改善は見込まれない状況である。このような状況下、国民は政府による積極的な雇用対策を望み、EMU参加のための財政赤字削減

を優先するシュッペ政権を否定したのである。

雇用情勢の改善に配慮するジョスパン新政権

雇用情勢の改善を最優先課題に掲げて政権を獲得した社会党新政権の主な経済政策は次の通りである。

- (a) 公務員削減政策を中止する。
- (b) 財政措置により官民半々で若年層70万人の雇用を創出する。
- (c) 最低賃金の4%引き上げ(7月から)を提案する。
- (d) 賃金据置のまま労働時間を週39時間から35時間に短縮する。
- (e) 付加価値税の一部品目引き下げを検討する。
- (f) 国営企業の民営化には基本的には反対する。

これらはいずれもEMU参加を目指して構造改革を優先させてきたシュッペ政権の政策を大きく修正するものである。しかしながらEMUに関しては、そもそも社会党のミッテラン前大統領が積極的に参加を推進してきた経緯もあり、ジョスパン新政権も予定通り参加するとの方針を掲げている。

ジョスパン新政権の掲げた雇用政策とEMU参加に必要な財政収斂基準の達成とは背反する問題である。ジョスパン新政権は、発足後、公約を徐々に修正し、雇用政策に配慮しながらもEMU参加のための財政赤字削減を進めるという現実的な路線を選択しつつある。具体的には以下の通り。

- ・97,98年の大企業の法人税率の15%引き上げを柱とする緊急財政赤字削減策を発表。

- ・ 98年度の財政赤字をGDPの3%以下に抑える方向で、来年度予算を編成
- ・ 大手国営保険会社、グループ・デザシュランス・ナショナル（GAN）と同社傘下の有力銀行CICの民営化を再決定する、など民営化は企業ごとのケース・バイ・ケースで判断。
- ・ 助成金交付などによる雇用創出法案を97年8月下旬に閣議決定、今秋に議会に提出する。

（3）ジョスパン新政権の今後の課題

フランスはドイツとともに、EMUの積極的な推進国であり、対EU政策スタンスに関しては、前政権と新政権との間で大きな相違はない。

ジョスパン新政権はEMUには予定通り参加するとした上で、経済収斂条件の柔軟な解釈、スペイン、イタリアを含むできるだけ多くの国の参加を要請した。さらに財政安定化協定（Stability and Growth Pact：ユーロ導入後の財政規律を定めた協定。巻末資料参照。）に関して、運用に当たっては参加国の政治・経済情勢を含めて判断すべきであり、それが担保されていない同協定をすぐに受け入れることはできないと再協議を要求した。今後の政権運営上の課題としては、コアビタシオン（保革共存政権）と共産党の政権参加による影響などが指摘されよう。共産党は選挙戦においてはEMに反対する姿勢をとっていたが、政権参加後は、より柔軟な姿勢に転換している。第5共和制下で3度目となるコアビタシオンは政策バランスの点で利点があるとの見方もあるが、今はEMU参加に向け

ての財政赤字削減にせよ、雇用問題の解決にせよ、政府の明確で強力なイニシアティブがこれまで以上に求められている時期である。シラク大統領とジョスパン首相との保守と左翼の組み合わせが相互に主導権を争い、結果として政策間の不調和や不透明感を招くことは厳に回避されねばならない。

今後、フランスは、財政赤字削減と雇用政策強化のバランスを取りつつ、ドイツ主導の厳格なEMU参加基準の解釈の緩和を模索していくこととなる。

（4）フランスの主張により紛糾したアムステルダム欧州理事会

6月16、17日にアムステルダムで開催された欧州理事会においては、当初計画に従い、EU拡大の基盤を整えるために、マーストリヒト条約の改正が討議され、同条約を修正するアムステルダム条約の締結で加盟国の一応の合意を得た。しかしフランス新政権の主張により、急遽、財政安定化協定並びにEUとしての雇用対策も同時に議論された。アムステルダム条約は、EUの地域的拡大と政治統合を進展させる基盤となるものである。主要なポイントは、共通外交・安保政策強化を目指して、特定国の棄権により共同行動が妨げられない建設的棄権制を導入する、閣僚理事会での意思決定方式について多数決で採決する分野を拡大する、などである。

財政安定化協定再協議の結果では、同協定の内容は変更せずに、付帯決議として雇用対策を盛り込んだ「成長と雇用に関する決議」を合わせて採択することで最終合意がなされた。

「成長と雇用に関する決議」には、欧州投資銀行による中小、ハイテク企業向け低利融資、欧州石炭鉄鋼共同体に対する各国拠出金を利用した鉄鋼、石炭業界に関する雇用対策の実施検討（同共同体は2002年に設立条約の期限を迎えることによる）などが盛り込まれた。しかしこのような対策ではどの程度効果が挙がるのか疑問視する向きが多い。

また雇用対策に関しては、アムステルダム条約内にも「雇用」の章を新設した。同章では加盟国による統一的な対策の必要性、雇用情勢の調査と年次報告書の作成、雇用委員会の設置などを規定している。さらに雇用対策はドイツ、イギリスなどの主張により、新規財政支出に依存しないとの制約が付された。これは財政支出の拡大ではなく、構造改革により、柔軟な労働市場を育成していくべきであるとの主張による。

なお、EU各国は本年9月末までにアムステルダム条約に調印し、同条約は各国の批准を経て、99年に発効する予定である。

4. ドイツにおける動向

(1) 難航する財政赤字削減

ドイツ経済は輸出主導型の景気回復過程にあるが、内需は低迷している。雇用情勢に関しても、フランスと同様、失業率は10%を超える厳しい状況が闘っている（97年7月の失業率は11.5%）。

このため税収が減少するとともに、社会保障費などの公的支出が増加し、このままでは97年の財政赤字をGDP比3%以内に抑えたとのEMU参加条件を達成できな

い見通しが強まっている。

そこで政府は5月15日に、ブンデスバンクが保有する金・外貨準備の評価替えによる差益（約540億マルク）を国庫に納付することによる債務削減策を発表した。しかしブンデスバンクは、この計画に関して、「いずれ評価替えは行わなければならないにしても、EMU参加資格を判定する年に政治的にこれを行うことは、これまでドイツが反発してきたいわゆる『一回限りの赤字削減策』と同じであり、ユーロの弱体化、不安定化に繋がる。」と強硬に反対した。結局、外貨準備の評価替えのみ97年に行うが、その差益の国庫繰り入れは98年に行う（現在、ドル準備は1ドル：1.362マルクで評価されており、再評価による差益は100億マルク以上と予定されている）。また金の評価替えは当面行わず、ECBあるいはEMI（ECB：European Central Bank、欧州中央銀行、EMI：European Monetary Institute、欧州通貨機構 - ECBの前身）の統一方針に従うことで決着した。しかしこの債務削減策の発表は、これまで他国のいわゆる「一回限りの赤字削減」を常に批判してきたドイツの方針転換を示すものとして、フランスの総選挙結果とともに、将来のユーロの価値に懸念を生じさせることとなった。

今後、ドイツ政府の取り得る財政赤字削減策としては、石油税などの増税と歳出削減に加え、ドイツ・テレコムなどの政府保有株の売却、政府保有不動産の売却、国家備蓄の原油売却などが挙げられている。また各州政府とともに、脱税捜査官などの増員による脱税摘発を強化するなど、必死の財政赤字削減が続けられている。

(2) 政党間に浮上する不協和音

ドイツの総選挙は98年10月に実施される予定であるが、現状でもキリスト教民主同盟(CDU)、キリスト教社会同盟(CS)、自由民主党(FDP)から成る連立与党間でEMUに関する意見の相違が目立ってきている。コール首相の属するCDUは、増税、福祉削減などにより、EMU参加基準を達成し、予定通りのEMU開始を目指している。FDPはEMUの延期には反対するものの、景気回復を優先し増税にも反対しており、さらにCSUは厳格な参加基準達成を重視し、EMUの延期もやむを得ないとの立場を表明している。因みに野党の社会民主党(SPD)は、フランス社会党と同様に、EMには賛成しているが、福祉を犠牲にすべきではないとの立場に立っている。このような各党の見解の相違は、今後の財政赤字削減策の実施や98年5月にも予定されているEMUの参加国決定に当たり、ドイツの参加が議会で付議される(詳しくは後述5(3)参照)ごとに表面化し、審議がもめる可能性がある。

5. EMUの今後における問題点

以上、EMUを巡る主要国の最近の動向を概観したが、99年のEMU第三段階開始を控え、今後EM並びに欧州単一通貨ユーロに関して、どのような問題点が指摘できるのかについて述べておきたい。

(1) 雇用問題を巡る各国基本方針の相違

EMUは欧州地域における政治的課題との側面が強く、これまで強力な政治のリーダーシップにより進められてきた。現在では99年からのユーロ導入を目標に、各国政府、政府機関、金融機関、企業などがEMUが予定通り開始されることを前提に対応策を進めている。したがって最早、EMUは後戻りの困難なところまでできていると言えよう。

EMU第三段階が予定通り開始した後は、参加各国は欧州単一通貨ユーロの下で、経済運営を進めていくことになる。その際、最大の問題としては、引き続き雇用問題の解決が指摘されよう。独、仏をはじめとしてEMへ参加が予定される各国は、財政安定化協定の下で財政状態を改善し、健全な財政状態を維持しながら、流動性の低い労働市場、高い雇用コストと言った雇用問題における構造的要因の解決を進めていくことになる。しかし雇用問題解決に向けた各国の基本方針の相違が各国の経済政策運営にとって障害になる可能性がある。独、仏の方針の相違を明らかにすると次の通りである。

フランス新政権は、前述した通り、政府主導、すなわち「大きな政府」での解決を模索している。その背景には、他国に比べて経済に占める国営部門の比重が大きいという構造上の特徴が指摘できる。すなわちフランスにおいては政府部門の雇用比率は他国に比して高く、「小さな政府」を目指すと短期的には失業がかなり増加する。

これに対してドイツは企業競争力を高めるために、民営化、規制緩和を進める一方で、社会保障については政府が責任を持つとのスタンスである。またドイツでは「連

邦制」を採用しているため、州政府をはじめとした地方政府の権限が強い。一般的に連邦政府には広範な立法権が付与されているが、行政権は州が優位を保っている。財政・租税制度をみても、租税立法権の大半は連邦政府に与えられているが、税収の全部または一部が州あるいは市町村に帰属する租税法に関しては、立法に際して、連邦参議院（州政府の代表で構成）の同意という形式で州政府の参与が求められており、連邦政府が一方的に立法できる訳ではない。所得税、法人税、付加価値税などの税収は連邦政府、州政府および市町村に分配され、地方政府の財政規模は連邦政府のそれを上回っている。したがって財政赤字の削減をはじめ、経済政策の運営に関して、地方を無視した連邦政府主導の改革には限界が出てくる。（注）

このようにドイツ、フランスの構造改善に向けての基本方針が相違している状況の下で、単一通貨ユーロを導入することは、各国の経済政策運営並びにECBの金融政策運営を困難なものとする可能性が大きい。すなわち財政安定化協定によりEMU参加各国の財政政策が制限され、さらにECBの設立により各国の金融政策も一元化されるため、金融政策に係る各国の裁量の余地がなくなる。

政策手段が極めて限定された下で雇用情勢の改善が進まない場合には、当然国民の不満も高まり、政治の安定すら危惧される状況ともなりかねない。またECBの独立性に関しては、マーストリヒト条約に明記されているが、経済政策の協調のため、ECBとバランスしうる政治的権力体として「安定評議会（Stability Council）」の非公

式な形での設置が検討されている、ECBの金融政策に関しては、必要以上に厳格な引き締め政策が実施され、他の経済政策に悪影響が及ぶことが懸念される一方で、安定評議会などを通じて各国の政策運営の歪みが政治的にECBの金融政策に押し付けられることも危惧される。

現状でもっとも重要なことは、ECBの適切な金融政策の下で、ユーロの信認を確保し、ユーロを安定化させようとして各国レベル、あるいはEUレベルで、限られた政策手段により、漸進的に労働市場の構造改善を進めていくことである。その際、フランスの基本方針、すなわち「大きな政府」志向は、EUの深化・拡大が進んでいく過程においては好ましいものとは言えないであろう。

（注）参考までにイギリスはいわゆるサッチャリズムに則り、「小さな政府」を目指し、緊縮財政、市場原理の尊重、国営企業の民営化、規制緩和の促進により、経済改革を進め、当時深刻なリセッションを経験したものの、経済を活性化させることに成功した。この結果、現在では失業率が5%台に低下するなど雇用情勢にも問題はなくなっている。

（2）独、仏の政策協調が鍵を握るEMUの運営

EMU参加国が多数となった場合、各国の政策方針の相違が複雑に絡み、運営が困難となる可能性は十分に予想される。このためいわゆるコアとなる少数国により、取りあえずEMの第三段階をスタートする

ことが、参加各国の利害衝突も少なく済み、好ましいとも言える。

しかしながら現状を見れば、独、仏においても財政収斂基準の達成が困難と見込まれているため、予定通りE M U第三段階を開始させるためには収斂基準の柔軟な解釈が必要となり、結果的にイタリア、スペインなどの南欧諸国の同時参加に繋がる可能性が大きい。

多数の国がE M Uに参加したとしても、E M U移行後の各国政策スタンスの鍵を握るのは独、仏であるとみられる、このためE M U開始後、単一金融政策が実施され、財政政策にも制約が加わる中で、独、仏間において、相互の経済運営を阻害することのないよう、全体的な経済政策の調整が図られることが必要となろう。

(3) ドイツ国内事情によるE M U開始時期延期の可能性

次にE M U開始時期延期の可能性について付言しておきたい、その可能性があるとするれば、その要因はドイツの国内事情にある。98年5月にドイツのE M U参加が決定すると、それはドイツの上下院で可決されなければならない。これが先ず最初の関門である。

続いて民意などによる違憲訴訟などの可能性も考えられる。現在の財政状況を考えれば、ドイツにせよフランスにせよ経済収斂基準達成は難しい状況であり、経済収斂基準を政治的に緩やかに解釈することにより、E M Uを発足させることになる。そうした場合には、弱く不安定なユーロとなる

おそれが強く、ドイツ国民からマルクを喪失することに対する反対が強まり、憲法裁判所への訴訟提起等の事態が予想される。マーストリヒト条約の批准の際にも、最終的にはドイツにおいて憲法裁判所の判断に持ち込まれ、同条約の発効が当初予定より10ヶ月遅れたという事情がある。したがって99年1月のE M U開始が遅れる可能性も排除できないと思われる。

6. おわりに

現在の状況から判断すれば、E M Uの第三段階は予定通り99年に開始され、単一通貨ユーロが導入されよう。その後E M U参加各国は、単一通貨、単一金融政策の下で経済運営を進めていかねばならず、その際の最大の問題は引き続き雇用問題の解決である。E M U移行後、財政政策、金融政策ともに大きく制約される状況下では、参加各国間における十分な政策調整、とりわけ独仏間において相互の経済運営を阻害することのないような全体的な経済政策の調整が重要な課題となり、また政策運営の土台となるユーロの安定性が確保されなければならない。しかしその鍵を握るのは雇用である。

したがってE M U参加国はE M U移行後、雇用問題の解決とユーロの安定というこの相互に関連する2つの大きな問題を抱えながら、難しい政策運営を迫られることになる。

(なお、本文中、意見にわたる部分は全て筆者の個人的な見解である。)

資料

ユーロへの移行シナリオ

1998年4月～5月

- ・EU首脳会議にてユーロ圏に参加する国を決定。
- ・ESCB設立
(ESCB: 欧州中央銀行制度 European System of Central Banks)

1999年1月1日

- ・非現金取引にユーロ導入。
- ・参加国通貨とユーロの換算相場は不可逆的に固定。
- ・ESCBがユーロを用いて単一金融・外国為替政策を開始。

遅くとも2002年1月1日

- ・ユーロの紙幣・硬貨導入および各国通貨の紙幣・硬貨回収開始。

遅くとも2002年7月1日

- ・ユーロへの移行完了、各国紙幣・硬貨は法貨の役割を終える。

経済収斂基準の内容

1. 物価の安定に関する基準

通貨統合実施前1年間について、平均インフレ率が物価安定で最もパフォーマンスの良い国(最大3カ国)のインフレ率を1.5%ポイント以上超えてはならない。

2. 政府の財政状態に関する基準

一般政府の年間の財政赤字は、GDPの3%を超えてはならない。ただし、その比率が十分かつ持続的に低下し参照値に近い場合、あるいは参照値を一時的かつ例外的に上回っているだけで参照値に近い水準にある場合を除く。

一般政府の債務残高は、GDPの60%を超えてはならない。ただし、その比率が十分に低下し満足すべきペースで参照値に近づいている場合を除く。

3. 為替相場安定の基準

加盟国の通貨はEMSの為替相場メカニズム(ERM)に参加し、通貨統合実施前の少なくとも2年間、通常の変動幅内に強い緊張なしに維持されねばならない。いかなる参加国通貨に対する当該国の基準相場も、その間当該国のイニシアティブによって切り下げられてはならない。

4. 金利収斂の基準

名目長期金利の平均値は、インフレ率が最も低い国(最大3カ国)の長期金利の平均値を通貨統合実施前の1年間2%ポイント以上上回ってはならない。

安定と成長の協定

1. サーベイランスと制裁

EMU第3段階に入った参加国は欧州委員会に対し毎年、財政安定計画を提出しなければならない。また、過大な財政赤字に対し効果的措置をとりえなかった場合には、制裁を課されることに同意する。財政安定計画は上記参加国の中期的財政目標を明確にするものであり、財政黒字の実現、あるいは財政赤字比率圧縮のための方策、ならびに政府債務比率圧縮のための方策が示されていないなければならない。

2. 過大な財政赤字

収蔵基準値である3%を越える赤字は、過大な赤字と見なされる。

3. 例外

(a) 景気後退が原因となって財政赤字が基準値3%を越えた場合には、実質GDP成長率が年率-2%を下回った場合に限り、例外とみなされる。

(b) ただし、実質GDP成長率が年率-2%を下回らなくても、他に原因がある場合には、例外とみなされうる。景気の後退が深刻か否かの判定を受けるには、原則として実質GDP成長率が年率-0.75%以下であることを要す。

4. 制裁の仕組と規模

(a) 参加国が理事会による一連の決定を遵守した行動をとらない場合には、理事会は無利子預金を含む制裁を課す。

(b) 無利子預金は、当該政府の過大な財政赤字が改善されない場合には2年後に制裁金として取り上げられる。

(c) 制裁金は、GDP比0.2%の固定部分、GDP比3%を超過した赤字の10分の1の変動部分から構成される。制裁金は年額GDPの0.5%を上限とする。

©1997 Institute for International Monetary Affairs (財団法人国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 2-2, Nihombashi Hongokucho 1-chome, Chuo-ku. Tokyo 103, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

e-mail: admiima@ppp.fastnet.or.jp

URL: <http://www.fastnet.or.jp/iima/>